

## 対応方針

### 1. 公益法人等への会費の支出に関する改善方針

- 公益法人等への会費の支出については、ゼロベースで見直し。
- 24年度以降は、厳格に内容を精査したうえ、学会など入会しなければ当該団体が主催する会議等に参加できず、最新の技術情報等が得られなくなるものに限り、会費を支出することとする。
- 支出額については1法人当たり原則1口かつ20万円を上限とし、原子力機構からの支出総額も文部科学省所管の他の研究開発法人と同等水準に減額を図る。
- 今後は毎年度、会費の支出先・目的・金額についてHPにおいて公表を行う。

### 2. 疑義が持たれないような入札や契約の在り方に関する改善方針

- 今後、原則として関係法人<sup>(※)</sup>との随意契約は行わない。仮にやむを得ず関係法人と随意契約を行う場合は、契約件名、金額、理由をHPにおいて公表する。
- 複数の関係法人からの入札については、工事以外の場合においても、原則として、工事契約における条件を準用し、当該関係法人間で入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある場合は同一入札への参加は認めないこととする。
- 電子入札の導入や競争参加資格の拡大等を通じて、全国のより多くの機関が入札可能な仕組みに改善する。
- 公認会計士や弁護士等外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会において契約状況を評価いただき、契約業務の改善に反映する。
- 関係法人のみからの応札案件については、件数および契約件名をHPにおいて公表する。

※関係法人とは次のいずれにも該当する法人。

- ①原子力機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている
- ②原子力機構の役員経験者が再就職している又は課長担当職以上経験者が役員、顧問等として再就職している

### 3. 展示館に関する見直し方針

- 9施設のうち5施設について、23年度末までに展示施設としての運営を停止し(一般来場者の受入れは行わず、展示館の運営経費はゼロとする)、今後の施設の活用については検討を進める。  
(既設の展示物等については、視察者への説明時など必要に応じて活用)
- 残りの施設についても、本年夏に向けた原子力・エネルギー政策の議論を踏まえつつ、地元との信頼関係を損なわない範囲で、見直しの検討を進め、結論が得られるまでの間は、推進色のある展示は控え、維持管理についても徹底した合理化を図る。
- 上記により、24年度の展示施設の維持管理費(当初計画は計約5.1億円)は、大幅に減額し、残額は福島対応に充当することとする。